

利率保証年金 商品概要説明書

項目	内 容
1. 商品名 愛称	予定利率変動型確定拠出年金保険(10年) 明治安田利率保証年金(10年)
2. ご利用者	当商品を選定されている確定拠出年金プランの加入者および運用指図者の方 (ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。)
3. 保険の種類	予定利率変動型確定拠出年金保険
4. 商品属性 基本的性格	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料の払込みごとに、適用する保証期間に応じて利率(保証利率)を設定し、確定利回りで運用される商品(元本確保型商品)です。 ● 保証利率は、毎月、保険料の払込みごとに、そのときの市中金利に応じて設定されます。 (一度設定された利率は保証期間中変更されることはありません。) ● 毎月の保険料は確定拠出年金制度の拠出限度内であれば自由に設定できます。(払込みの一時中断も可能です。) ● 運用方法の変更に伴う、保険料の払込み、解約は自由です。 (ただし解約時には取崩控除がかかることがあります。) ● 運用は一般勘定で行われます。
給付の方法	<p>年金または一時金での受取りを選択いただくことが出来ます。給付の方法はプランにより異なりますので、確定拠出年金規約をご確認ください。</p> <p>《年金商品コース》</p> <p>(確定年金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 年金開始時の個人別管理資産額をもとに、一定期間一定額の年金を受取る方法です。 ◇ 年金受取期間は5年・10年・15年・20年のうちから選択できます。 <p>(終身年金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 年金開始時の個人別管理資産額をもとに、終身にわたり一定額の年金を受取る方法です。 ◇ 保証期間は、5年・10年・15年・20年のうちから選択できます。 <p>《分割取崩コース》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 給付請求時の個人別管理資産額を一定期間(5~20年)に分割して受取る方法です。 ◇ 給付開始後も積立期間中と同様の方法で運用を継続します。なお、受取りの際にはその時の市場金利に応じて計算される取崩控除が差し引かれる場合があります。 <p>《一時金》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 給付請求時の個人別管理資産額が一時金額となります。
保険期間	保険料の払込時から給付終了時まで
5. お申込み方法	当プランにおける拠出金または他の運用商品の売却資金によりお預入れができます。
拠出単位／拠出限度額	1円以上、1円単位、上限額なし(ただし確定拠出年金制度の拠出限度内であること)
6. 保証利率について 保証利率の設定／適用	<p>【積立期間中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 国債等の利回りを基準として、毎月1日に設定します。 ◇ 一度設定された保証利率は、利率保証期間満了まで変更されることはありません。 <p>【年金給付時】</p> <p>《年金商品コース》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 年金給付開始時に設定します。設定した保証利率は途中で変更されることはありません。 <p>《分割受取コース》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 積立期間中と同じ

(運営管理機関)りそな銀行

項目	内容
6. 保証利率について(つづき)	<p>保証利率の適用期間</p> <p>【積立期間中】</p> <p>◇ 保証利率の適用期間は10年です。(ただし、保険料払込時にご利用者様の年齢が55歳以上の場合には、適用される保証期間は5年となります。)</p> <p>【年金給付時】</p> <p>《年金商品コース》</p> <p>◇ 年金給付開始後の保証利率は、途中で変更されることはありません。</p> <p>《分割受取コース》</p> <p>◇ 積立期間中と同じ</p>
保証利率適用期間満了時の取扱い	<p>【積立期間中】</p> <p>◇ 原則、従前の保証期間で更新されます。(ただし、更新時にご利用者様の年齢が55歳以上の場合には、新たに設定される保証期間は5年となります。)</p> <p>【年金給付時】</p> <p>《年金商品コース》</p> <p>◇ 年金給付開始後の保証利率は、途中で変更されることはありません。</p> <p>《分割受取コース》</p> <p>◇ 積立期間中と同じ</p>
7. 手数料その他の費用	保証利率(積立期間中および年金給付時)の提示にあたっては、保険契約管理のためのコスト等をあらかじめ差し引いております。
8. 配当金	<ul style="list-style-type: none"> ● 毎年の決算により剰余金が生じた場合、配当金をお支払いします。 ● 配当金は積立期間中は個人別管理資産額に充当され、年金開始後は給付金とあわせて支払われます。
9. 持分の計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 払込まれた保険料に、適用される保証利率を乗じて計算する運用利息相当分を加えて算出されます。 ● 但し、利率保証期間満了前に中途解約される場合には、上記金額から所定の取崩控除が差し引かれることがあります。(取崩控除については、「10.預替え時の取扱い」をご覧下さい)
10. 預替え(スイッチング)時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ● 利率保証期間中に、他の運用商品への預替え(スイッチング)により解約となる場合は、保証利率設定時の市場金利および解約時の市場金利に応じて計算される取崩控除が差し引かれる場合があります。 ● 取崩控除額がそれまでの運用利息相当額を上回り、結果として返戻金がお払込みいただいいた保険料の金額を下回る場合があります。 ● 保証利率適用期間終了直前の1ヶ月間は解約の際の取崩控除はありません。 ● 取崩控除の有無及びその金額については、保証利率設定時の市場金利および解約時の市場金利により異なります。 ● 複数の単位保険を保有している場合、利率設定日が古いものから順次取り崩されます。単位保険を指定して解約することも可能です。
11. 中途退職時の取扱い	転退職などにより、個人型年金や他の企業型年金へ積立金を移換する場合には、取崩控除を適用せず、積立金額を移換します。
12. セーフティーネット情報	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険業法に基づき設定された生命保険契約者保護機構(以下、「保護機構」といいます。)には、すべての生命保険会社が会員として加入しています。 ● 会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、保護機構により保険契約者保護の措置が図られることになります。この措置が図られたとしても、責任準備金および給付金が削減されるなど、契約条件が変更されることがあります。 ● 詳細については、生命保険契約者保護機構(TEL : 03-3286-2820)までお問い合わせください。
13. 引受会社	明治安田生命保険相互会社

(運営管理機関)りそな銀行

- ◆ 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者の皆様に対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該保険商品の勧誘を目的とするものではありません。
- ◆ 当保険商品は生命保険契約者保護機構の対象商品です。